新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の特例を受けられた方へ

**猶予の期限にご注意ください**

* 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。
* 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
* 納付が困難な方は、税務課までお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

１　猶予期間の終了日は、個別にお送りする「猶予期間が満了する市税の納付について」、並びに先に送付しております「猶予許可通知書」によりご確認ください。

２　猶予期間の終了日までに、「猶予期間が満了する市税の納付について」の通知に同封される納付書により納付してください。納付場所は、納付書裏面をご確認ください。また、納付書がまだ届いていない場合は、市役所及び各支所窓口等で納付下さい。

３　猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されます。また、差押等の滞納処分を行うことがあります。（猶予申請以前に督促状が送付されている方へは再度送付されることはありません。）

４　他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

※ 他の猶予制度については、鹿角市のホームページからもご確認いただけます。(https://www.city.kazuno.akita.jp/kurashi\_tetuzuki/zeikin/5/3569.html)

※　eLTAXからも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

鹿角市税務課 収納管理室（TEL：0186-30-0215）